

下水道使用料の減免に関する要綱

平成30年11月1日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市下水道条例(昭和42年条例第21号。以下「下水道条例」という。)第21条に規定する下水道使用料及び加古川市農業集落排水処理施設条例(平成13年条例第5号。以下「農集条例」という。)第16条に規定する農業集落排水処理施設使用料の減免について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、減免とは、減免対象者の申請により下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の一部または全額を免除することをいう。

(対象)

第3条 下水道条例第21条及び農集条例第16条に規定する減免の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給水装置の故障等により増量した排水
- (2) 給水装置等からの漏水により、下水道への流入がなかったと認められるもの
- (3) 公衆浴場
- (4) 公共用プール
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認める場合

(公衆浴場)

第4条 前条第3号の公衆浴場は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められたものをいい、その他の公衆浴場は下水道条例15条に規定する一般汚水を適用し、減免の対象としない。

(減免額)

第5条 減免額は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の減免額は、増量した水道等の水量に相当する使用料の全額とする。
- (2) 第3条第2号の減免額は、漏水した水道等の水量に相当する使用料の全額とする。
- (3) 第3条第3号の減免額は、認定使用水量の20%に相当する使用料の金額とする。
- (4) 第3条第4号の減免額は、使用水量の60%に相当する使用料の金額とする。
- (5) 第3条第5号の減免額は、管理者が認めた金額とする。

(漏水した水道等の水量の算出方法)

第6条 第3条第2号に規定する漏水した水道等の水量は、減免の対象となる期間の水道等の使用水量から、次の各号により算定された水量を差し引いて計算する。

- (1) 過去3年間の同時期の下水道使用料算定の基礎となった汚水排出量(以下「調定汚水排出量」という。)の平均値
- (2) 前号の算定が不可能な場合は、直近の過去3回分の調定汚水排出量
- (3) 水道の使用水量が「漏水等に係る使用水量の認定に関する取扱要綱」により認定された場合については、前2号にかかわらずその認定水量とする。

2 前項の方法によることが困難な場合または適当と認められない場合については、使用の様態を勘案し算定する。

(申請)

第7条 減免申請は加古川市下水道条例施行規程（平成27年上下水道事業管理規程第3号）第36条第1項に定める「下水道使用料減免申請書（様式第25号）」（以下「減免申請書」という。）もしくは、加古川農業集落排水処理施設条例施行規程（平成27年上下水道事業管理規程第4号）により行うものとする。

2 減免の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、減免申請書に次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号に該当する場合 給水装置の故障等の箇所を修繕したことを証するもの及び増量した水量が算定できるもの ただし、赤水等の理由により水道料金の算定の基礎となった水量が減量された場合はその限りではない。

(2) 第3条第2号に該当する場合 給水装置等の漏水箇所を修繕したことを証するものまたは漏水により排水設備への流入がなかったことを証するもの

(減免の適用等)

第8条 減免は、申請日以降に算定する使用料から減免事由が継続する限り適用し、その都度申請する必要はないものとする。ただし、第3条第5号に該当する減免の適用については管理者が定める。

2 第3条第1号及び第2号に該当する場合においては、前項にかかわらず、原則として1期（2箇月）を減免の期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に減免の適用を受けている者については、この要綱により減免の適用を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成33年3月31日までの間、この要綱による改正後の下水道使用料の減免に関する要綱第3条、第5条及び第7条第2項の規定は適用せず、この要綱による改正前の下水道使用料の減免に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第3条、第5条及び第7条第2項の規定はなお効力を有する。

3 前項の場合において、旧要綱第5条第1号に規定する減免額は、同号の規定にかかわらず、施行日から平成32年3月31日までの間にあっては使用水量の3分の2に相当する使用料の額とし、平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間にあっては使用水量の3分の1に相当する使用料の額とする。

4 前項の場合において、使用料の算定の基礎となる汚水を排除した期間に次の各号に掲げる日が含まれる場合における旧要綱第5条第1号に規定する減免額は、当該各号に定める額とする。

(1) 平成31年3月31日 旧要綱第5条第1号に規定する額

(2) 平成32年3月31日 使用水量の3分の2に相当する使用料の額

(3) 平成33年3月31日 使用水量の3分の1に相当する使用料の額